

長門市 有機農業実施計画

1. 市区町村								
長門市								
2. 計画対象期間								
令和	5 年度	～ 令和 9 年度						
3. 対象市区町村における有機農業の現状と 5 年後に目指す目標								
ア 有機農業の現状 本市では基幹的農業従事者数が1,432戸（2020年：農林業センサス）であり、2005年の約64%（2005年：2,225戸 農林業センサス）となっています。これは地域の農地を組織で守る集落営農法人の設立等により個別農家の組織化が進んだことも要因ですが、基幹的農業従事者の減少は確実に進んでおり、担い手のいない地域では多くの農地が耕作放棄地となり、その面積は増加しており（耕作放棄地面積2010年：258ha と2022年：368ha 長門市農業委員会 遊休農地調査より）、農地の有効活用は喫緊の課題となっています。 本市は、県内の約 2 割を占める繁殖肉用牛の飼育頭数を有すると共に、ブロイラーについては全国でも数少ない養鶏専門農協があり、県内の出荷羽数の約 8 割を占めるなど、畜産業が盛んな地域であります。そのような地域特性を活かし、古くからその家畜ふんを有機資源として農業生産に有効に活用する地域資源活用体制が構築されており、山口県内屈指の「耕畜連携農業」や「資源循環型農業」の先進地です。 また、市内では有機栽培だけではなく、完全無農薬での自然栽培や、農薬や化学肥料を低減した特別栽培など、多様な栽培手法の農業への取組みが展開されています。 さらに近年は、化学肥料をはじめとする農業資材高騰への対応として、その取り組みの重要性は高まっています。 こうした背景から令和 3 年度末現在、堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬使用の低減を一体的に行う「環境負荷低減の取り組み」の実践者であるエコファーマーとして認定を受けている農業者は36名、また生産された農産物が、地域の慣行基準（防除基準、施肥基準に基づいて生産された農産物）と比較して、農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料由来の窒素成分量が50%以下での栽培による「特別栽培農産物」の認証を受けている者51名、115 h a、さらに有機農業者は6名、5 h a で、有機 J A S 認証農業者については 2 法人（取得予定法人含む）の取り組みなど、今後の有機農業等の推進に係るポテンシャルは、とても高いと考えています。 現在、有機農業については取り組みに関心を持った新規参入者や就農して間もない農業者などもあります。有機農業の栽培技術は、これまで一部の実践者の経験や工夫に基づいて行われているものであり、安定した収量や品質を確保するための技術が確立していないという実態と気象等に影響されることから、取り組みは大きな広がりを見せていません。 さらに、有機農業者等にとっては「消費者との結びつきが弱い」、また、「栽培規模が少量ロットで安定的には供給できない」などの理由で販売に苦慮している現実や、消費者にとっても、有機農産物が一般的に割高であることから低価格の農産物を望む傾向にあります。一方、販売先については直売所での販売や生協への契約販売、消費者への宅配等を中心にいくつかの出荷先を組み合わせるなど、有機農業者が独自で開拓している実態があります。 イ 5 年後に目指す目標 目標 有機農業取組面積（有機JAS認証取得）を拡大していきます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th><th style="width: 35%;">令和 4 年度</th><th style="width: 35%;">令和 9 年度</th></tr> <tr> <td>有機面積（有機JAS）の取組拡大（露地野菜）</td><td style="text-align: center;">－ha</td><td style="text-align: center;">2 ha</td></tr> </table>			項 目	令和 4 年度	令和 9 年度	有機面積（有機JAS）の取組拡大（露地野菜）	－ha	2 ha
項 目	令和 4 年度	令和 9 年度						
有機面積（有機JAS）の取組拡大（露地野菜）	－ha	2 ha						

3. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

(1) 担い手の確保・育成及び生産拡大

- 担い手確保・育成の体制強化（有機農業技術を習得したい新規就農者の育成から創業支援まで、一貫した体制の構築）
- 国、県、市による事業の活用を図り、有機農業等に必要な生産基盤（機械・施設整備）の支援
- 有機JAS認証等、認証手続きに係る負担に対する支援
- 農業委員会や農地集積コーディネーターを通じての農地の情報提供
- 農地中間管理機構を活用しての農地取得支援
- 市外から参入しやすい、移住・定住促進の体制構築（空き家バンク制度）
- 参入後の支援：市独自支援制度（長門市就農円滑化対策事業：就農奨励金・家賃補助・農地賃借料の支援）
- 有機農業等の推進に取り組む関係団体等からの協力・支援
- 環境に配慮した農業による、高付加価値のついた有機農産物等の生産拡大（稼ぐ農業の推進）

(2) 栽培技術等に関する支援（指導、情報提供、ネットワーク構築）

- 慣行農業からのシフトを目指す農業者への支援（エコファーマー・特別栽培・有機農業への転換または経営の一部や品目ごとの導入に対する支援）
- 関係機関や民間企業と連携した、有機農業等の技術や知識（有機JAS認証・エコやまぐち農産物認証）等を習得するための研修会や現地検討会、有機農業者等との意見交換会、視察研修等の開催

(3) 「資源循環型農業」の推進

- 高品質な畜産堆肥の生産と供給（地域での持続可能な有機農業等を行うため、高品質な畜産堆肥生産を行うとともに、耕種農家への安定供給及び利用促進）
- 耕畜連携の推進（養鶏や肉用牛など畜産業が盛んな地域特性を活かし、「資源循環型農業」のさらなる体制整備の構築）
- 国、県、市の事業等を活用した堆肥製造施設等の整備
- J-クレジット制度※1の活用を検討（もみ殻を肥料化した「くん炭」の活用）
- 環境保全型農業直接支払制度の推進

(4) 既存農業者、参入地域との調和の視点

- 有機農業技術の習得不足による雑草や病害虫防除対策の不備による周辺ほ場等への影響や、反対に慣行農業による農薬等の飛散や流入等、相互に留意すべき事項の理解促進
- 耕作放棄地の有効活用
- 農業者に対しての農地情報提供
- 参入地域（地域の慣行農業者）との事前調整等の支援（農業委員及び農地最適化推進委員による農地調整等）

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

(1) 販路拡大・理解促進等

- 販売体制の強化（市内スーパーなどの商業店舗、道の駅「センザキッチン」や各農産物直売所、さらには市内ホテルや旅館などの宿泊業や飲食店、ふるさと納税での取り扱いの増加）
- 学校給食での市内産有機農産物等の使用（安心・安全な食育活動や地産地消の推進）
- 販路の拡大（市内産有機農産物等の市内外流通のみではなく、ECサイトでの販売や民間の活力と連携しての輸出を見据えた流通体制の構築）
- 生産者の組織化と情報の共有化
- 市民に対しての有機農産物等への理解促進と周知（2050年ゼロカーボン達成を目標とするSDGs（持続可能な開発目標）の取り組み等への貢献）
- 消費者に対しての有機農産物等への関心が深まる取り組みの推進（関係機関が連携・協力したPR活動の展開やイベントの開催）

4. 取組の推進体制
ア 実施体制図 別紙のとおり イ 関係者の役割 別紙のとおり
5. 資金計画
みどりの食料システム戦略推進交付金の「有機農業産地づくり推進事業」を活用し、複数年計画で各種事業を実施していきます。同時に、他の国の関連事業についても積極的に取組んでいきます。 また、事業終了後も、継続的な活動となるよう国・県の事業、市単独の関連事業等を活用しながら、有機農業の推進を図っていきます。 さらに、今後は「長門市未来農業創造協議会」を中心として、民間企業との連携に取組み、事業の拡充や新規事業の創設も検討していきます。
6. 本事業以外の関連事業の概要
本実施計画、また本事業以外の有機農業に関する取組は、本市の最上位計画である「第2次長門市総合計画【後期基本計画】（令和4年度～令和8年度）」に掲げた有機農業に関する目標を達成するため、令和5年3月に策定した「長門市有機農業等推進計画（令和5年度～令和14年度）」に基づき実施します。
7 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について
令和5年3月に策定した「山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」や「長門市有機農業等推進計画」に沿って推進を行います。
8 その他（達成状況の評価、取組の周知等）
「オーガニック・キックオフフォーラムin ながと」（R5.3.30開催）の取組みやWebサイト等を通じて、こうした取組の情報発信に努める。